

平成19年の大阪府の労働組合員数は13年ぶりに増加し、推定組織率は20.1%と下げ止まった。  
春季賃上げ・夏季一時金・年末一時金ともプラスとなった。  
労働相談件数は、前年度比で約5.7%増加し、10年連続で1万件を超えた。

## 1 労働組合の組織状況

我が国の労働組合について、厚生労働省の労働組合基礎調査報告によると、平成19年6月30日現在、全国の労働組合数は5万8,265組合（単位組合）、労働組合員数は1,007万9,614人であり、前年に比べて、組合数が754組合（1.3%）の減少、組合員数は3万9,034人（0.4%）の増加となっている。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は18.1%となり、前年の18.2%に比べ0.1ポイント低下し、戦後最低を更新する結果となった。

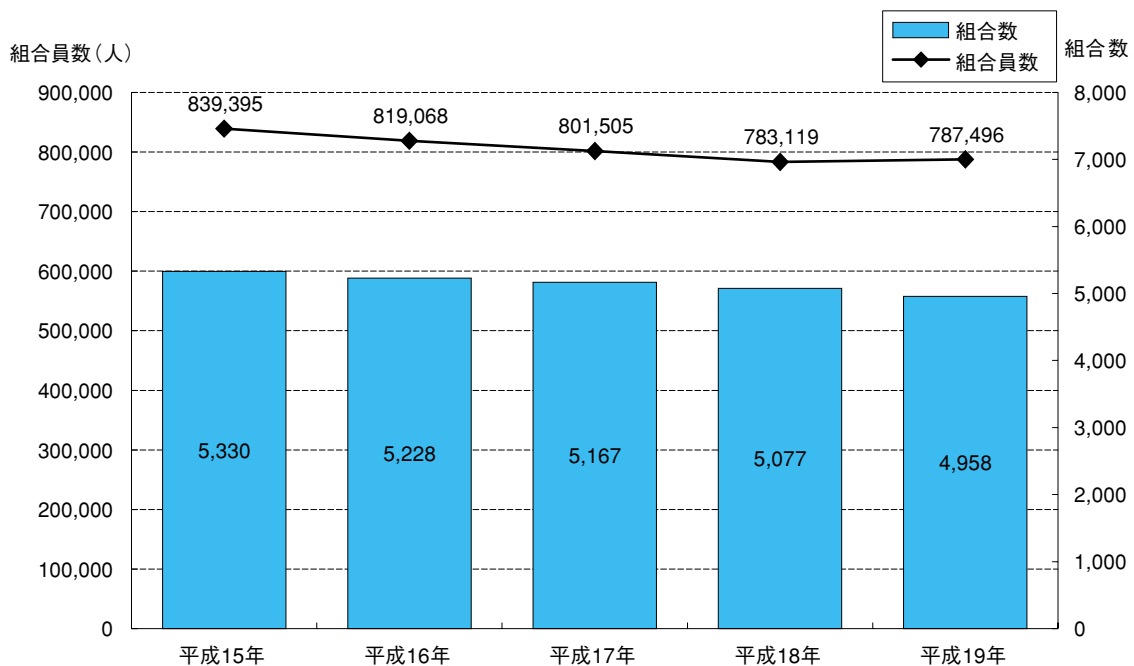
大阪府総合労働事務所が実施した「労働組合基礎調

査」によると、平成19年6月30日現在の府内の労働組合数は4,958組合で、前年（5,077組合）に比べて119組合（2.3%）減少した。一方、組合員数は78万7,496人で、13年ぶりの増加となり、前年（78万3,119人）に比べ4,377人（0.6%）増加した（図表Ⅲ-4-1）。

また、府内の推定組織率は20.1%となり、前年と同数値となった。（図表Ⅲ-4-2）。

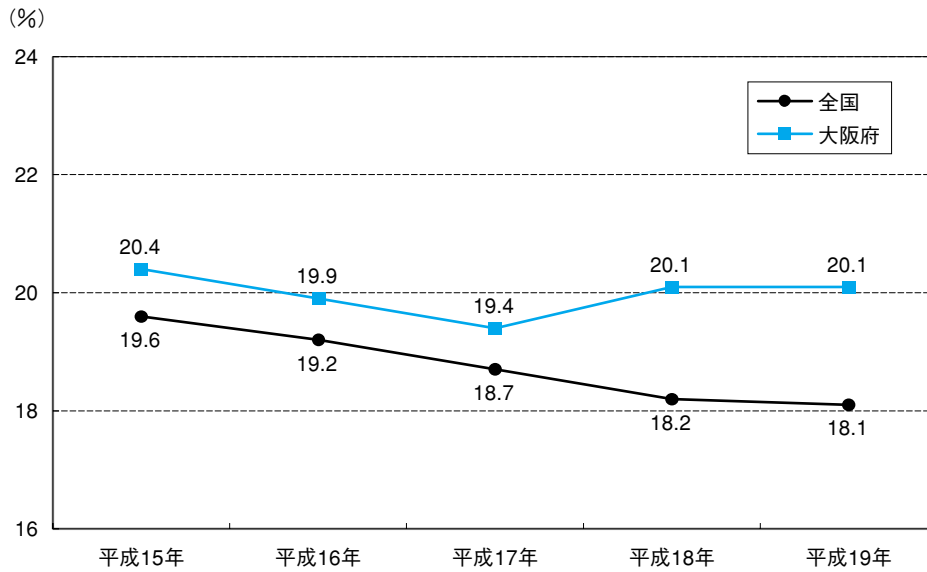
産業別の状況を見ると、労働組合員数は、製造業が21万6,464人と最も多く全体の27.5%を占めている。次いで、卸売・小売業の10万6,747人（全体の13.6%）、運輸業の9万235人（同11.5%）、公務の5万9,744人（同7.6%）の順となっている（図表Ⅲ-4-3）。

図表Ⅲ-4-1 労働組合数及び組合員数の推移（大阪府）



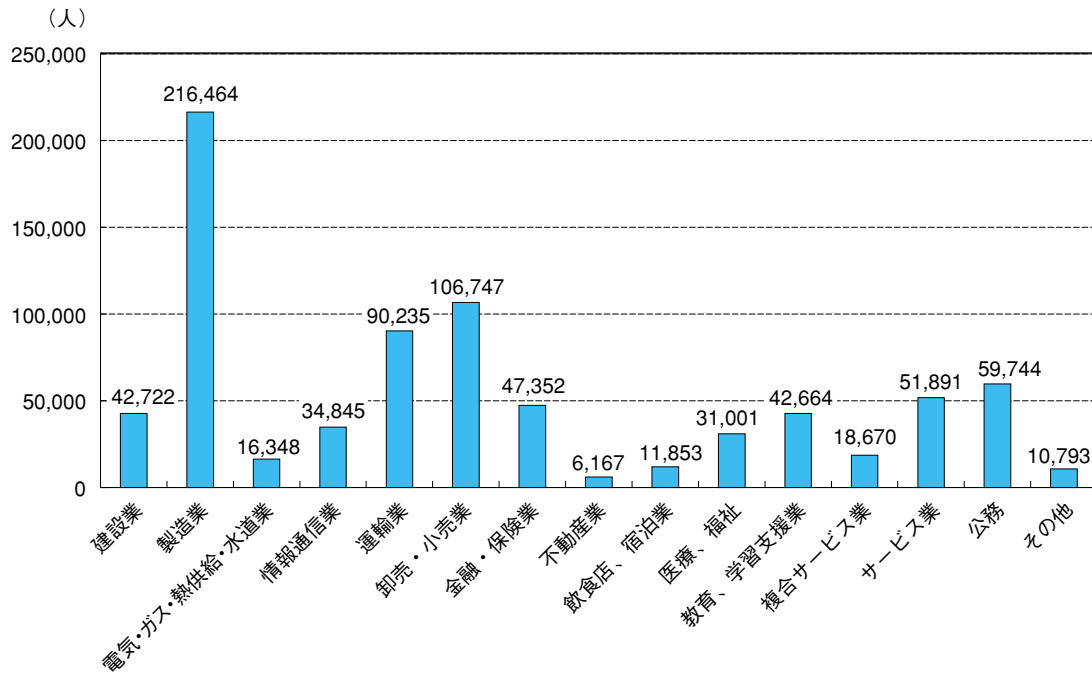
資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

図表Ⅲ－４－２ 推定組織率の推移（全国・大阪府）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

図表Ⅲ－４－３ 産業別労働組合数（大阪府 平成19年）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

## 2 春季賃上げ

### (1) 妥結状況

大阪府総合労働事務所が平成19年5月18日時点で妥結している府内の757組合のうち、妥結額、平均賃金、

組合員数のすべてが明らかな522組合について集計を行った結果、妥結額は、加重平均で5,503円（賃上げ率1.85%）となり、前年を額で115円、賃上げ率で0.05ポイントそれぞれ上回った。また、単純平均による妥結額は、5,251円（同1.86%）となり、前年を額で284

図表Ⅲ－４－４ 春季賃上げ妥結額の推移（大阪府・全国）

年	大 阪 府			全 国		
	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)
平成15年	4,836 (4,248)	296,628 (281,118)	1.63 (1.51)	5,233	321,308	1.63
平成16年	4,961 (4,411)	299,300 (280,935)	1.66 (1.57)	5,348	319,788	1.67
平成17年	5,198 (4,682)	302,630 (282,720)	1.72 (1.66)	5,422	316,940	1.71
平成18年	5,388 (4,967)	300,008 (283,515)	1.80 (1.75)	5,661	316,723	1.79
平成19年	5,503 (5,251)	298,011 (282,313)	1.85 (1.86)	5,890	314,910	1.87
備 考	府内労働組合のうち、妥結額等を把握できた組合の加重平均 ( )内は単純平均			全国主要企業(資本金10億円以上・従業員規模1,000人以上で労働組合がある企業)のうち、妥結額等を把握できた企業の加重平均		

資料：大阪府（大阪府商工労働部調）  
全国（厚生労働省調）

円、賃上げ率で0.11ポイントそれぞれ上回った（図表Ⅲ－４－４）。

加重平均による妥結額・賃上げ率ともに4年連続で前年を上回った。

妥結額を産業別にみると、製造業では5,680円（前年比71円減）、非製造業では、5,272円（前年比401円増）となった。

また、賃上げ率が全産業の平均賃上げ率（1.85%）を上回った産業は、「一般機械器具」（2.10%）、「卸

売・小売業」（2.09%）等で、下回ったものは「運輸業」（1.44%）、「鉄鋼」（1.76%）等となり、産業別でばらつきがみられた（図表Ⅲ－４－５）。

また、妥結額を企業規模別にみると、「1,000人以上（大手組合）」の妥結額を100とした場合、「300～999人（中堅組合）」が96.8（対前年比3.5ポイント増）、「300人未満（中小組合）」が88.3（同5.0ポイント増）となり、大手組合との妥結額の規模間格差は中堅・中小組合ともに縮小する結果となった（図表Ⅲ－４－６）。

図表Ⅲ－４－５ 産業別妥結状況（大阪府 加重平均）

	平成18年		平成19年		対前年同時期比較	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
全 産 業	5,388	1.80	5,503	1.85	115	0.05
製 造 業	5,751	1.95	5,680	1.96	▲71	0.01
食料品・たばこ	5,234	1.73	5,755	1.99	521	0.26
繊維、衣服	5,096	1.90	5,446	1.94	350	0.04
木材、家具・装飾品	5,155	1.90	5,660	1.81	505	▲0.09
パルプ・紙・紙加工品	4,149	1.53	4,623	1.90	474	0.37
印刷・同関連〔19年～〕	別表①参照		4,981	1.98		
化学	6,832	1.86	6,594	2.03	▲238	0.17
石油・石炭製品						
プラスチック製品	4,325	1.69	5,130	2.01	805	0.32
ゴム、皮革製品	x	x	x	x		
窯業・土石製品	6,102	2.10	5,872	2.05	▲230	▲0.05
鉄鋼	5,126	1.74	5,007	1.76	▲119	0.02
非鉄金属	4,748	1.69	5,569	1.98	821	0.29
金属製品	4,842	1.85	4,893	1.82	51	▲0.03
一般機械器具	6,034	2.02	6,408	2.10	374	0.08
電気機械器具	5,600	2.07	5,899	2.08	299	0.01
情報通信機械器具						
電子部品・デバイス						
輸送用機械器具	6,169	2.23	5,412	1.94	▲757	▲0.29
精密機械器具	5,654	1.88	5,524	1.99	▲130	0.11
その他の製造	5,139	1.76	4,392	1.51	▲747	▲0.25
非 製 造 業	4,871	1.59	5,272	1.71	401	0.12
農林水産業・鉱業	x	x	x	x		
建設業	5,694	2.15	4,255	1.86	▲1,439	▲0.29
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業	x	x	8,450	2.08		
うち、通信・放送〔19年～〕	－	－	x	x		
うち、情報サービス〔19年～〕	－	－	x	x		
うち、情報制作(出版等)〔19年～〕	－	－	8,585	2.13		
運輸業	4,358	1.34	4,598	1.44	240	0.10
うち、私鉄・バス	4,554	1.38	4,761	1.47	207	0.09
うち、道路貨物輸送	1,884	0.70	3,154	1.11	1,270	0.41
うち、その他	3,574	1.47	3,307	1.38	▲267	▲0.09
卸売・小売業	5,370	1.98	5,639	2.09	269	0.11
金融・保険業、不動産業	6,015	1.56	x	x		
うち、金融・保険業	x	x				
うち、不動産業	x	x	x	x		
飲食店、宿泊業						
医療、福祉、教育、学習支援業	6,696	2.16	5,984	2.03	▲712	▲0.13
うち、医療・福祉	x	x	x	x		
うち、教育・学習支援業	x	x	x	x		
複合サービス業、サービス業	7,379	1.87	5,230	2.02	▲2,149	0.15
うち、複合サービス業						
うち、自動車整備・機械修理	x	x	x	x		
うち、賃貸・広告業			x	x		
うち、その他	x	x	5,394	2.07		

○別表①  
〔製造業〕

平成18年	
出版・印刷・同関連	6,287 2.08
うち、新聞・出版	7,033 2.11
うち、印刷・その他	5,087 2.02

資料：大阪府商工労働部調

(注) 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。

また、秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合には、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

図表Ⅲ－４－６ 企業規模別妥結状況（大阪府 加重平均）

企業規模	集計数		妥結額		賃上げ率		対前年同時期比較	
	平成18年 (件)	平成19年 (件)	平成18年 (円)	平成19年 (円)	平成18年 (%)	平成19年 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
300人未満	281	281	4,638 (83.3)	4,957 (88.3)	1.73	1.83	319	0.10
300～999人	97	107	5,195 (93.3)	5,430 (96.8)	1.82	1.97	235	0.15
1,000人以上	125	121	5,567 (100.0)	5,612 (100.0)	1.80	1.82	45	0.02
総加重平均	503	522	5,388	5,503	1.80	1.85	115	0.05
総単純平均	503	522	4,967	5,251	1.75	1.86	284	0.11

資料：大阪府商工労働部調

(注) ( ) は企業規模「1,000人以上」の妥結額を100とした場合の値

### 3 夏季・年末一時金

#### (1) 夏季一時金

大阪府総合労働事務所が平成19年7月3日時点で妥結している府内の652組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな533組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で79万3,856円（支給

月数2.54か月）となり、前年を額で2万1,323円、支給月数で0.06か月上回った。また、単純平均では、64万4,400円（同2.23か月）となり、前年を額で1万2,170円、支給月数で0.05か月上回った。

今回の集計結果では、額・月数とも対前年比において5年連続のプラスとなった（図表Ⅲ－４－７）。

図表Ⅲ－４－７ 夏季一時金妥結額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成15年		533,621 (667,546)	1.4 (3.1)	1.87 (2.12)	432,149	▲1.7	1.72
平成16年		567,709 (679,053)	6.4 (1.7)	1.98 (2.19)	451,090	3.0	1.79
平成17年		604,422 (728,119)	6.5 (7.2)	2.10 (2.36)	466,764	3.1	1.83
平成18年		632,230 (772,533)	4.6 (6.1)	2.18 (2.48)	478,472	2.5	1.89
平成19年		644,400 (793,856)	1.9 (2.8)	2.23 (2.54)	491,008	1.4	1.94

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）

(注) 大阪府の( )内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1,000人未満）の数値（単純平均）

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

## (2) 年末一時金

大阪府総合労働事務所が平成19年12月6日時点で妥結している府内の704組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな523組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で77万6,260円（支給月数2.52か月）となり、前年を額で1万5,495円、支給

月数で0.07か月上回った。また、単純平均では、66万723円（同2.30か月）となり、前年を額で1万1,259円、支給月数で0.05か月上回った。

今回の集計結果では、額・月数とも対前年比において5年連続のプラスとなった（図表Ⅲ－4－8）。

図表Ⅲ－4－8 年末一時金妥結額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成15年		576,179 (707,967)	1.6 (4.5)	2.00 (2.25)	461,381	▲1.0	1.84
平成16年		607,471 (716,411)	5.4 (1.2)	2.11 (2.31)	481,498	2.5	1.91
平成17年		643,485 (735,383)	5.9 (2.6)	2.21 (2.38)	492,389	2.0	1.95
平成18年		649,464 (760,765)	0.9 (3.5)	2.25 (2.45)	507,421	2.7	2.01
平成19年		660,723 (776,260)	1.7 (2.0)	2.30 (2.52)	511,978	0.6	2.02

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）

（注）大阪府の（ ）内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

## ■各労働団体の動き

景気回復が続く中、大企業が好業績を更新する一方で、大企業と中小企業の労働条件の格差が拡大し、働き方の違いによる労働条件の二極化が進んでいる。このような認識のもと、各労働団体は、格差是正を取り組みの柱に据え、昨年以上の賃金改善、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の処遇改善などの運動を展開した。

### (1) 連合大阪

#### ア 大会における運動方針

連合大阪は、平成19年10月26日に開催した第13回定期大会において、19・20年度の2年度間の運動方針を決定した。

「雇用」「経済」「生活」等のあらゆる面で格差が拡大し二極化が進展しており、深刻な社会問題になっている。多くの働く仲間にとって「あってよかった」「信頼がもてる」「あてにできる」「参加したいと思える」連合大阪運動をつくり、今までの運動の基本を継承しつつ、運動のあり方や質・方向性を大幅に変換させ、大きな意識改革をもって運動を創りあげていくことを基調に、次の4点を重点運動として取り組むこととした。

- ①中小・地場の労働組合支援を通じ、働く仲間の拡大をめざす。(50万人連合大阪にむけて)
- ②「見える」「あてにされる」「社会的影響力をもつ」連合大阪運動の実現にむけ、特に地域での運動を多くのネットワークのもと推進する。
- ③すべての働く者の立場に立った、政策・制度要求、ワークルール確立の実現をめざす。
- ④政治活動・選挙対策の取り組みと社会運動の強化

#### イ 主な活動内容

政策制度運動に関しては、大阪府をはじめ府内各市町村に対して、次年度の政策・予算に関する要請を行った。

また、雇用・労働施策を進める活動として、「大阪雇用対策会議」「大阪労使会議」など大阪の雇用確保・安定に向けた従来からの枠組みの実効性を高める取り組みを引き続き行った。また、大

阪の最低賃金底上げにむけた「連合大阪リビングウェッジ額」設定の取り組みや「地域ミニマム運動」の周知・拡大に努めた。また、地域におけるワンストップサービス「ライフサポートセンター」の設置に取り組んだ。

中小労働運動に関しては、中小企業を取り巻く状況は大手企業の労働者との賃金格差や労働条件の格差改善までには至っていない。中小企業の職場では、パート労働者や派遣労働者等の比率が高いことから、労使協議や団体交渉の果たす役割が大切であり、連合大阪は中小労働組合・未組織労働者への運動強化をめざし、構成組織・地域組織と連携して多様な支援を行った。

男女平等運動に関しては、男女が社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し、全ての権利と責任を分かち合う男女平等参画社会を実現させなければならない。そのために、女性があらゆるステージに参画する参画率を高めること、労働の場を中心とした女性を阻害する要因を改善することを目的とした運動の強化を行った。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた社会の実現にむけて、均等待遇の実現と間接差別撤廃にむけた取り組みを行った。

政治運動に関しては、連合・連合大阪の政策・制度の実現のために、政治活動に取り組んだ。2007年7月に実施された参議院選挙において、連合と共同宣言を調印した民主党が大きく躍進した。

また、大阪府知事選挙で選挙活動に取り組んだ。

### (2) 大阪労連

#### ア 大会における基本方針

大阪労連は、平成19年9月1日に開催した第35回定期大会において、「許すな！憲法改悪・増税」、「増やそう仲間、なくそう格差と貧困」、「知事選・大阪市長選挙に勝利し、新たな政治の流れを本格化しよう！」というスローガンのもとに、次の点を具体的な課題として掲げ、取り組むこととした。

①新たな段階を迎えた憲法闘争の強化を、②官民共同で賃金闘争の新たな前進へ、③大企業の横暴を追求し、働くルールの確立を、④構造改革、「小さな政府」、公務リストラに反撃する大運動を、

⑤社会保障拡充、増税を許さない闘いの強化を、⑥国民的諸要求の前進を、⑦平和と民主主義を守り、政治の民主的転換を、⑧組織の拡大・強化、機能強化を。

### イ 主な活動内容

「貧困と格差」の是正が政治課題に押しあがる中、例年にない最賃闘争が展開された。「生活証言運動・家計簿調査」を実施し、生活証言運動パンフを労働局、最賃審議会、マスコミ等に提供するとともに、最賃署名運動、座り込み運動、交渉などを行った。

パートタイム労働者等の均等待遇実現をめざす取組みでは、「自治体の臨時・非常勤職員の実態に係わる調査」、「公契約に係わる調査」、「均等待遇めざす実態アンケート」を行い、闘争行動や、自治体、労働局、経済団体との懇談等に活用した。

組織拡大・強化の推進としては、「組織拡大月間」を設け、統一宣伝行動を展開し、ミニリーフ配布、新聞への折り込みチラシ、新聞広告の掲載などを行った。

憲法改悪反対、平和と民主主義を守るたたかいでは、憲法署名活動、府民集会の開催などを行った。

また、大阪府に対して、「大阪労連2007年秋の自治体キャラバン要望書」、「08国民春闘における要請書」、「大阪府女性施策にかかわる要請書」を提出した。

### (3) 大阪全労協

#### ア 大会における基本方針

大阪全労協は、平成19年7月22日に第18回定期大会を開催し、独自活動として取り組んでいる「ゆうメイトの組織化」と「全労協護法労組の闘い」について、今後も重点的に継続していくことなどを決定した。

### イ 主な活動内容

平成18年4月からの労働審判制度に対し、おおさかユニオンネットワークの協力も得ながら、「労働審判相談センター・大阪」を開設し、多くの相談に対応した。

大阪電通合同労組が行う組合員への一時金差別支給に対する闘い、大阪教育合同労組が行う新採

教員免職事件の闘い、ゼネラルユニオンが行う外国人講師の雇止めや社会保険未加入問題の闘いなどを支援するとともに、おおさかユニオンネットワークと争議組合の支援、反戦の闘いなど、社会的な課題に対する取り組みを行った。

また、市民派の自治体議員選挙の推薦など、共通の認識を持てる各級議員との連携を行った。

### ■春季賃上げ時の労使の主張

連合は、2007春季生活闘争を「景気は史上最長といわれた『いざなぎ景気』を超え、史上最高益を更新する企業が続出する一方、労働者家計の改善は遅れ、「大企業と中小企業の労働条件の格差は拡大し、働き方の違いによる二極化が進んでいる」との情勢認識のもと、雇用分野をはじめ行き過ぎた規制緩和や市場中心主義がもたらした格差社会・二極化社会から公正・安心・安全な社会への転換をめざし、マクロの分配の歪みを労働と生活へと反転させることが必要であることから、昨年を上回る賃金改善を図ること、パートタイム・契約・派遣労働者等の均等待遇、待遇改善を図ること、労働時間の短縮や時間外割増率の引き上げなどを通じて仕事と生活の調和の実現を目指すこと、などの課題に取り組むこととした。

全ての組合が取り組む課題として、次の4つのミニマム運動課題を設定した。

- ①「賃金カーブ維持分」と「物価上昇分」を確保したうえで、「賃金改善」に取り組む
- ②規模間や男女間等の格差是正、均等待遇の実現に向け継続的に取り組む
- ③全従業員対象の企業内最低賃金を協定化する
- ④長時間労働の削減にむけて、労働時間管理の協定化と3・6協定の総点検運動を行うとともに、割増率が法定割増率と同水準の組合は引き上げをはかる

賃金課題への基本的考え方として、賃金カーブ維持分と物価上昇分を確保したうえで、生活向上分としてのベースアップや時間給引き上げ、格差是正、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、昨年を上回る「賃金改善」を行うとした。

また、中小・地場組合の賃金改善では、単組は、自らの賃金実態や賃金カーブの課題を把握するとともに、地域ミニマム運動に積極的に参加し、社会水準や生計費等との比較、時系列での分析など



を行い、その是正に取り組み、産別・地方連合会は、中小・地場共闘を通じてこうした取り組みを支援するとした。具体的には、格差是正のための水準目標を「35歳所定内賃金を235,000円以上」とし、さらに、賃金要求目安として、①賃金カーブの算定が可能な組合は、「賃金カーブの確保・カーブ維持分の労使確認+賃金改善分2,500円以上」、②賃金カーブの算定が困難な組合は、「7,000円以上（賃金カーブの確保相当分4,500円（目安）+賃金改善分2,500円以上）」とした。

また、パートタイム労働者等の待遇改善として、均等・均衡待遇の実現に向けた取り組みに加え、新たに時間給の改善目安として、絶対額1,000円程度、上げ幅15円程度、全労働者を対象とする企業内最低賃金の協定化の3つを確認し、さらに、正社員と実質的に異なる者に対する取り組みとして、正社員に転換するか、同一の労働条件の確保をめざすことを決めた。

次に、全労連は、「誰でも月額10,000円以上、時間給100円以上」の賃金改善要求をかけた、成果主義賃金の導入阻止と修正・撤回を求め、財政事情などを口実とした公務員賃金の一方的な引き下げや公務員賃金への成果主義導入などに反対す

る取り組みと支援を強めるとともに、企業内最低賃金協定の改善、実現の取り組みの強化、非正規労働者の均等待遇を求める運動の推進、自治体の非正規労働者の賃金単価調査や改善を求める要請行動の具体化などに取り組むこととした。

経団連が発表した「2007年版経営労働政策委員会報告」によると、「賃金決定においては、生産性の向上の如何にかかわらず横並びで賃金水準を底上げする市場横断的なベースアップは、もはやありえない。」「激化する国際競争の中では競争力強化が最重要課題であり、賃金水準を一律に引き上げる余地はない。」としつつ、「個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払能力を基本として、個別労使で決定すべきである。個別企業の労使の話し合いによって、成果を反映した各社各様の賃金制度への改定が行われており、従業員一律のベースアップはもはやありえない。」と、個別企業の業績に応じた労使の自主的な協議に委ねるべきとの見解を示している。また、「企業の好業績により得られた短期的な成果については、賞与・一時金に反映することが基本である。」と、賃金への反映を牽制した。

#### 4 大阪府労働委員会の動き

##### (1) 調整事件

###### ①概説

平成19年に新規に係属した調整事件は51件で、前年より1件の増加となった。

労働争議の調整機能としては「あっせん」「調停」「仲裁」の三つに分かれるが、平成19年は、調停が1件で、あっせんが50件であった。

また、同年中の取扱件数は、前年からの繰越件数8件とあわせて59件であり、終結件数は49件で、10件が翌年に繰越しとなった(図表Ⅲ-4-9)。

###### ②当事者

新規係属した調整事件を申請者別にみると、「組合側申請」が49件、「使用者側申請」が2件であった。

次に、企業規模別にみると、従業員数49人以下の規模が15件(29.4%)、従業員100人～299人規模が9件(17.6%)、次いで50人～99人規模が8件(15.7%)などとなっている(図表Ⅲ-4-10)。

また、産業分類別にみると、「医療、福祉」が12件(23.5%)、次いで「教育、学習支援業」が11件(21.6%)、「製造業」が10件(19.6%)などとなっており、前年に比べ「医療、福祉」の占める割合が増加し

図表Ⅲ-4-9 調整事件取扱状況の推移(大阪府)

区 分	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	5	8.3	11	18.0	8	13.6
新規申請件数	55	91.7	50	82.0	51	86.4
合 計	60	100.0	61	100.0	59	100.0
終 結 件 数	49	81.7	53	86.9	49	83.1
翌年への繰越件数	11	18.3	8	13.1	10	16.9

資料：大阪府労働委員会調

(注) ( ) 内の数字は、内数で調停事件の件数である。また、仲裁事件は、平成16年、17年、18年とも0件である。

図表Ⅲ-4-10 企業規模別申請件数(大阪府)

区 分	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	22	40.0	12	24.0	15	29.4
50人～99人	8	14.5	5	10.0	8	15.7
100人～299人	11	20.0	11	22.0	9	17.6
300人～499人	3	5.5	9	18.0	4	7.8
500人～999人	3	5.5	4	8.0	4	7.8
1,000人～1,999人	1	1.8	5	10.0	5	9.8
2,000人～4,999人	7	12.7	4	8.0	4	7.8
5,000人以上	0	0.0	0	0.0	2	3.9
合 計	55	100.0	50	100.0	51	100.0

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ-4-11 産業分類別申請件数(大阪府)

区 分		平成17年		平成18年		平成19年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		2	3.6	1	2.0	1	2.0
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	印 刷	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	化 学	2	3.6	1	2.0	0	0.0
	金 属 製 品	0	0.0	2	4.0	1	2.0
	機 械 器 具	1	1.8	0	0.0	0	0.0
	そ の 他	6	10.9	7	14.0	9	17.6
	小 計	9	16.4	10	20.0	10	19.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	0.0	0	0.0	1	2.0
情 報 通 信 業		3	5.5	4	8.0	2	3.9
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	1	1.8	0	0.0	2	3.9
	道 路 貨 物 運 送	5	9.1	6	12.0	3	5.9
	そ の 他	5	9.1	1	2.0	2	3.9
	小 計	11	20.0	7	14.0	7	13.7
卸 売 ・ 小 売 業		7	12.7	2	4.0	1	2.0
金 融 ・ 保 険 業		3	5.5	1	2.0	0	0.0
不 動 産 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
飲 食 店 、 宿 泊 業		1	1.8	0	0.0	1	2.0
医 療 、 福 祉		5	9.1	4	8.0	12	23.5
教 育 、 学 習 支 援 業		8	14.5	14	28.0	11	21.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
サ ー ビ ス 業		6	10.9	6	12.0	5	9.8
そ の 他 ※		0	0.0	1	2.0	0	0.0
合 計		55	100.0	50	100.0	51	100.0

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

資料：大阪府労働委員会調

ている（図表Ⅲ-4-11）。

### ③事件内容

新規の調整事件を事項別にみると（1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、申請件数とは一致しない）、賃上げ、一時金などの「賃金等」に関するものが36件(32.7%)と最も多く、次いで「団交促進」が21件(19.1%)、解雇、配置転換などの「経営・人事」が20件(18.2%)などとなっている。

また、申請件数1件当たりの調整事項数は2.2項目で、前年(2.0項目)より若干増加している（図表Ⅲ-4-

12）。

### ④終結状況

終結状況についてみると、平成19年中に終結した調整事件は、前年の繰り越しを含め49件であり、これを終結態様別にみると、「取下げ」が26件（53.0%）、「調整による解決」が16件(32.7%)、「不調・打切り」が7件（14.3%）となっている。

また、実際に調整を行なった事件について、その解決率をみると、平成19年は69.6%であり、前年（70.4%）を0.8ポイント下回った（図表Ⅲ-4-13）。

図表Ⅲ－４－12 調整事項別申請件数（大阪府）

区 分		平成17年		平成18年		平成19年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
組合承認・組合活動		3	3.1	2	2.0	5	4.5
協約締結・全面改定		0	0.0	0	0.0	7	6.4
協約効力・解釈		1	1.0	1	1.0	4	3.6
賃 金 等	賃金増額	2	2.1	6	6.0	9	8.2
	一時金	9	9.3	9	9.0	5	4.5
	諸手当	9	9.3	2	2.0	3	2.7
	その他賃金に関する事項	6	6.2	9	9.0	13	11.8
	退職一時金・年金	7	7.2	4	4.0	5	4.5
	解雇手当・休業手当	0	0.0	2	2.0	1	0.9
	小計	33	34.0	32	32.0	36	32.7
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	0	0.0	4	4.0	5	4.5
	休日・休暇	1	1.0	1	1.0	2	1.8
	作業方法の変更	0	0.0	1	1.0	0	0.0
	定年制	0	0.0	2	2.0	1	0.9
	その他の労働条件	5	5.2	2	2.0	3	2.7
	小計	6	6.2	10	10.0	11	10.0
経 営 ・ 人 事	事業休廃止・縮小	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	企業合併・営業譲渡	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	人員整理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	配置転換	4	4.1	3	3.0	1	0.9
	解雇	11	11.3	12	12.0	9	8.2
	その他経営人事	7	7.2	5	5.0	10	9.1
	小計	22	22.7	20	20.0	20	18.2
福利厚生		0	0.0	1	1.0	0	0.0
団交促進		20	20.6	22	22.0	21	19.1
事前協議制		2	2.1	2	2.0	0	0.0
その他		10	10.3	10	10.0	6	5.5
合計		97	100.0	100	100.0	110	100.0

資料：大阪府労働委員会調

(注) 1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、本表の合計は申請件数と一致しない。

## (2) 審査事件

### ①概要

平成19年に不当労働行為（労働組合法第7条違反）として救済申立てのあった事件（審査事件）数は76件で、前年（71件）より5件の増加となった。

また、同年中の取扱件数は、前年からの繰越件数93件とあわせて169件であり、終結件数は96件で、73件が翌年に繰越しとなった。（図表Ⅲ－4－14）。

### ②当事者

新規申立てのあった審査事件を申立人別にみると、76件中、「組合」が72件（94.7%）、「組合・個人連名」が4件（5.3%）となっている。

次に、企業規模別にみると、例年と同様、従業員「300人未満」が51件（68.0%）と多数を占めている（図表Ⅲ－4－15）。

また、産業分類別にみると、「製造業」20件（26.3%）と最も多く、次いで「サービス業」16件（21.1%）、「運輸業」11件（14.5%）、「卸売・小売業」9件（11.8%）、「医療、福祉」6件（7.9%）と続いている（図表Ⅲ－4－16）。

### ③事件内容

新規の審査事件を労働組合法第7条の各号別にみると（1件の申立てで各号にわたるものがあるため、合計は申立件数と一致しない）、1号事件（組合活動を理由とする不利益取扱い等）が39件（31.7%）、2号事件（団体交渉拒否）が47件（38.2%）、3号事件（労働組合の結成・運営に関する支配介入等）が33件（26.8%）、4号事件（不当労働行為救済申立て等を理由とした不利益取扱い）が4件（3.3%）となっている（図表Ⅲ－4－17）。

図表Ⅲ－4－13 調整事件終結状況の推移（大阪府）

区 分	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
調整開始前取下げ	21	42.9	26	49.1	25	51.0
調整開始後取下げ	2	4.1	0	0.0	1	2.0
調整による解決(A)	22	44.9	19	35.8	16	32.7
不調・打切り(B)	4	8.2	8	15.1	7	14.3
不 開 始	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	49	100.0	53	100.0	49	100.0
解決率(A/A+B)	84.6%		70.4%		69.6%	

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－4－14 審査事件取扱状況の推移（大阪府）

区 分	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	152	73.1	109	60.6	93	55.0
新規申立件数	56	26.9	71	39.4	76	45.0
合計(取扱件数)	208	100.0	180	100.0	169	100.0
終 結 件 数	99	47.6	87	48.3	96	56.8
翌年への繰越件数	109	52.4	93	51.7	73	43.2

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－４－15 企業規模別申立件数（大阪府）

区 分	平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	12	21.4	17	23.9	32	42.7
50人～99人	11	19.6	4	5.6	8	10.7
100人～299人	9	16.1	15	21.1	11	14.7
300人～499人	1	1.8	7	9.9	4	5.3
500人～999人	6	10.7	4	5.6	6	8.0
1,000人～1,999人	4	7.1	12	16.9	7	9.3
2,000人～4,999人	6	10.7	4	5.6	5	6.7
5,000人以上	7	12.5	8	11.3	2	2.7
合 計	56	100.0	71	100.0	75	100.0

資料：大阪府労働委員会調

また、具体的内訳を見ると、1号事件では、組合員であることによる不利益取扱い（解雇を除く）が15件と最も多く、3号事件では、「組合運営」に対する使用者の支配介入31件が最も多い（図表Ⅲ－４－18）。

#### ④終結状況

終結状況についてみると、取扱件数169件のうち、平成19年中に終結した審査事件数は96件で、終結率（取扱件数に占める終結件数の割合）は56.8%となった。

また、終結態様別にみると、「取下げ」（申立人の都合で取り下げられたもの）18件（18.8%）、「関与和解」（労働委員会の関与により和解したもの）22件（22.9%）、「無関与和解」（当事者間で自主的に解決し

たもの）10件（10.4%）、「命令・決定」（救済若しくは棄却決定又は却下決定が交付されたもの）により終結した事件数は46件（48.0%）で、その内訳は、「全部救済」が10件（10.4%）、「一部救済」が8件（8.3%）、「棄却」が24件（25.0%）、「却下」が4件（4.2%）となっている（図表Ⅲ－４－19）。

「命令・決定」による終結件数の46件には併合事件が含まれるため、実際に命令書を交付した件数は37件となっている。これら37件のうち、平成19年中に中央労働委員会へ再審査が申し立てられたものが21件、行政訴訟が提起されたものが2件、再審査申立て及び行政訴訟提起がなされず大阪府労働委員会の命令が確定したもの（再審査申立て及び行政訴訟提起の期間中のものを含む）が14件であった。

図表Ⅲ－４－１６ 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分		平成17年		平成18年		平成19年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		1	1.8	3	4.2	4	5.3
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	2	2.6
	印 刷	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	化 学	0	0.0	1	1.4	1	1.3
	金 属 製 品	0	0.0	0	0.0	2	2.6
	機 械 器 具	0	0.0	1	1.4	4	5.3
	そ の 他	12	21.4	6	8.5	11	14.5
	小 計	12	21.4	8	11.3	20	26.3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
情 報 通 信 業		2	3.6	1	1.4	3	3.9
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	6	10.7	5	7.0	5	6.6
	道 路 貨 物 運 送	2	3.6	4	5.6	5	6.6
	そ の 他	2	3.6	5	7.0	1	1.3
	小 計	10	17.9	14	19.7	11	14.5
卸 売 ・ 小 売 業		6	10.7	9	12.7	9	11.8
金 融 ・ 保 険 業		0	0.0	0	0.0	1	1.3
不 動 産 業		1	1.8	0	0.0	0	0.0
飲 食 店 、 宿 泊 業		1	1.8	2	2.8	1	1.3
医 療 、 福 祉		8	14.3	3	4.2	6	7.9
教 育 、 学 習 支 援 業		6	10.7	16	22.5	3	3.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業		1	1.8	0	0.0	0	0.0
サ ー ビ ス 業		6	10.7	10	14.1	16	21.1
そ の 他 ※		2	3.6	5	7.0	2	2.6
合 計		56	100.0	71	100.0	76	100.0

※その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

資料：大阪府労働委員会調

図表Ⅲ－４－１７ 労働組合法第7条各号別申立件数

区 分		平成17年		平成18年		平成19年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1	号	24	25.0	40	28.0	39	31.7
2	号	44	45.8	51	35.7	47	38.2
3	号	27	28.1	47	32.9	33	26.8
4	号	1	1.0	5	3.5	4	3.3
合 計		96	100.0	143	100.0	123	100.0

資料：大阪府労働委員会調

(注) 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。

図表Ⅲ－４－18 労働組合法第7条各号内容別申立件数

区分		平成17年		平成18年		平成19年		
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
1号	解雇	組合員であること	2	2.0	9	6.2	14	11.5
		組合加入	0	0.0	3	2.1	2	1.6
		組合結成	0	0.0	2	1.4	0	0.0
		組合活動	2	2.0	0	0.0	1	0.8
	その他不利益取扱い	組合員であること	13	13.0	23	15.9	15	12.3
		組合加入	7	7.0	1	0.7	6	4.9
		組合結成	0	0.0	0	0.0	1	0.8
		組合活動	3	3.0	3	2.1	0	0.0
黄犬契約		0	0.0	1	0.7	0	0.0	
2号	団体交渉拒否	44	44.0	51	35.2	47	38.5	
3号	支配介入	組合結成	3	3.0	4	2.8	1	0.8
		組合運営	25	25.0	43	29.7	31	25.4
	経費上の援助		0	0.0	0	0.0	0	0.0
4号	不当労働行為救済申立て等にかかる不利益取扱い	1	1.0	5	3.4	4	3.3	
合計		100	100.0	145	100.0	122	100.0	

資料：大阪府労働委員会調

- (注) 1. 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。  
また、同理由により、本表における各号別の合計件数についても、図表Ⅲ－４－17と一致しない。
2. 黄犬契約とは、労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすることをいう。

図表Ⅲ－４－19 終結態様別終結件数（大阪府）

区分		平成17年		平成18年		平成19年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
移	送	0	0.0	0	0.0	0	0.0
却	下	3	3.0	3	3.5	4	4.2
取	下	16	16.2	26	29.9	18	18.8
和解	関与和解	30	30.3	16	18.4	22	22.9
	無関与和解	10	10.1	6	6.9	10	10.4
	小計	40	40.4	22	25.3	32	33.3
命令	全部救済	19	19.2	10	11.5	10	10.4
	一部救済	11	11.1	10	11.5	8	8.3
	棄却	10	10.1	16	18.4	24	25.0
	小計	40	40.4	36	41.4	42	43.8
合計 (A)		99	100.0	87	100.0	96	100.0
取扱件数 (B)		208		180		169	
終結率 (A/B)		47.6%		48.3%		56.8%	

資料：大阪府労働委員会調



## 5 労働相談

大阪府商工労働部に寄せられた労働者や事業主などからの労働相談の状況をみると、平成19年度は1万3,699件で前年度に比べ733件、5.7%増となった（図表Ⅲ-4-20）。

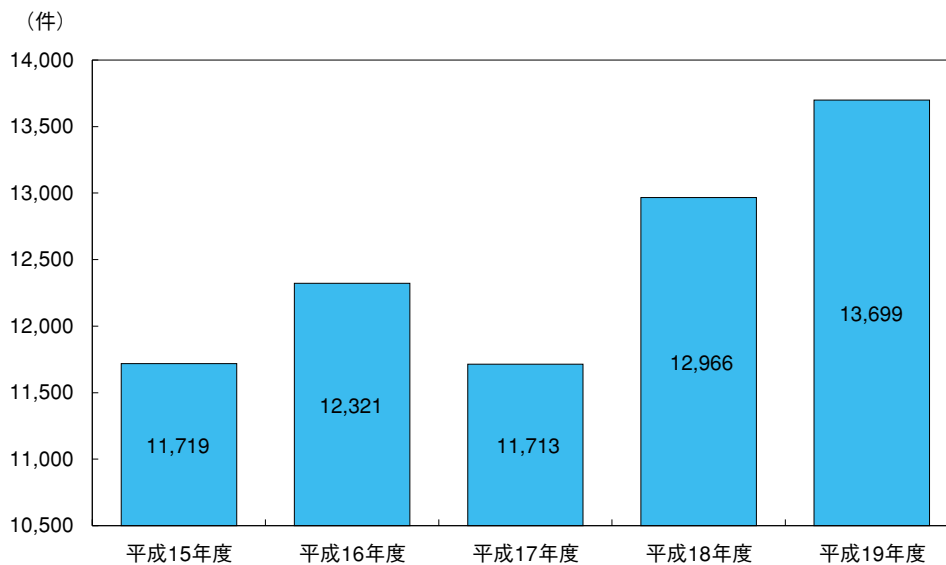
内容についてみると、「解雇された」「労働契約」「賃金を払ってくれない」といった『労働条件』に関する相談が8,250件（構成比60.2%）と最も多く、次いで「雇用保険（失業給付）等について知りたい」といった『勤労者福祉』に関する相談が1,430件（同10.4%）となっており、雇用形態の多様化や厳しい労働環境を反映した相談が多くなっている。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談は、397件（同2.9%）となっている（図表Ⅲ-4-21）。

就労状況別にみると、正社員が6,114件（構成比44.6%）と最も多く、次いでパート・アルバイトが2,823件（同20.6%）、使用者側が1,741件（同12.7%）となっている。これを前年度と比較すると、パート・アルバイトからの相談が最も増加し（295件増）、次いで派遣労働者からの相談（271件増）、契約社員からの相談（263件増）が増加した。（図表Ⅲ-4-22）。

企業規模別にみると、10人未満が1,622件（構成比11.8%）、10～29人が1,461件（10.7%）、30～99人が1,673件（同12.2%）、100～299人が1,466件（同10.7%）、300人以上が2,057件（同13.3%）となり、300人未満の企業で6,222件（同45.4%）と規模の小さな企業の相談が多い。

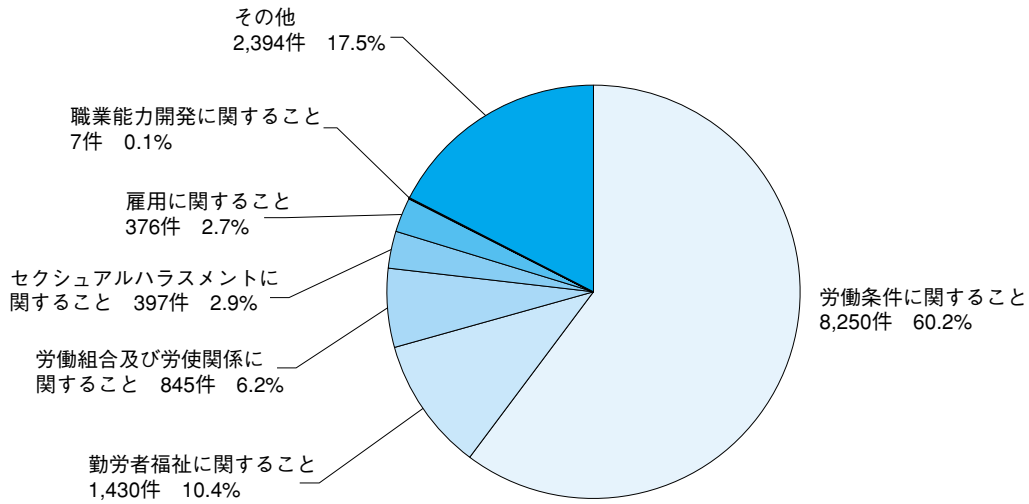
（図表Ⅲ-4-23）。

図表Ⅲ-4-20 年間労働相談件数の推移（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－21 平成19年度労働相談の内容（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－22 就労状況別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
使用者側	1,683	14.4%	1,873	15.2%	1,558	13.3%	1,934	14.9%	1,741	12.7%
労働者側	10,036	85.6%	10,448	84.8%	10,155	86.7%	11,032	85.1%	11,958	87.3%
正規社員	6,163	52.6%	6,473	52.5%	6,292	53.7%	6,389	49.3%	6,114	44.6%
非正規社員	2,933	25.0%	3,128	25.4%	3,014	25.7%	3,698	28.5%	4,527	33.0%
パート・アルバイト	1,990	17.0%	2,108	17.1%	1,891	16.1%	2,528	19.5%	2,823	20.6%
派遣労働者	320	2.7%	414	3.4%	442	3.8%	557	4.3%	828	6.0%
契約社員	623	5.3%	606	4.9%	681	5.8%	613	4.7%	876	6.4%
その他※1	765	6.5%	711	5.8%	768	6.6%	876	6.8%	1,247	9.1%
無職	175	1.5%	136	1.1%	81	0.7%	69	0.5%	70	0.5%
合計	11,719	100.0%	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%	13,699	100.0%

※1 就労状況未確認の者、請負契約など  
資料：大阪府商工労働部調

図表Ⅲ－４－２３ 規模別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
30人未満	3,481	29.7%	3,197	25.9%	2,860	24.4%	3,560	27.5%	3,083	22.5%
10人未満	1,823	15.6%	1,687	13.7%	1,638	14.0%	1,960	15.1%	1,622	11.8%
10～29人	1,658	14.1%	1,510	12.2%	1,222	10.4%	1,600	12.3%	1,461	10.7%
30～99人	1,642	14.0%	1,590	12.9%	1,388	11.9%	1,379	10.6%	1,673	12.2%
100～299人	925	7.9%	1,189	9.7%	814	6.9%	1,635	12.6%	1,466	10.7%
300人以上	1,393	11.9%	1,874	15.2%	1,815	15.5%	1,718	13.3%	2,057	15.0%
その他	4,278	36.5%	4,471	36.3%	4,836	41.3%	4,674	36.0%	5,420	39.6%
合計	11,719	100.0%	12,321	100.0%	11,713	100.0%	12,966	100.0%	13,699	100.0%

資料：大阪府商工労働部調